

消費者被害について弁護士が電話でお話をうかがいます

消費者契約 トラブル 110番



電話番号

028-678-8000

実施日時

2023年 12月19日(火)

午前10時～午後4時

被害の事例

消費者契約トラブル110番 について

- ・身の回りで経験した消費者被害の情報を聞かせてください。
- ・とちぎ消費者リンクの担当弁護士がお話をうかがいます。
- ・但し事業者との間に立った斡旋は行いません。
- ・被害の情報は、下記の電話・FAX・メールでいつでも受け付けます。

スマホの広告「実質無料、初回送料のみ500円」を見て、サプリメントを注文したら5回分の受取が条件の定期購入だった。解約したくて電話をかけても、つながらない。

「どんな物でも買い取ります」という広告をみて電話をかけ、来てもらった。準備した物を見せたら、貴金属類の売却を迫られた。

自宅を売って、そのまま賃貸で住み続けられるリースバック契約をした。家賃は月額8万円。夫が亡くなり私一人の年金では、支払いが難しくなった。

テレビショッピングで真珠のネックレスを購入した。届いたものはテレビとは見栄えが違っているので、返品を申出たが断られた。

「簡単に稼げる」という副業の無料会員登録をした。サポート契約が必要と言われ、借金して支払ってしまった。全く稼げないので解約したい。

「屋根全体を工事しないと雨漏りするかもしれない」と突然訪問してきた人に言われ、約20万円の修理契約をしたが、断りたい。

主催：適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク

問い合わせ：電話 / FAX 028-678-8000

E-mail : cont@tochigilink.org